

J:COM まとめ請求 for Netflix に関する利用規約

JCOM マーケティング株式会社
株式会社ケーブルネット下関

2026年4月1日

第1条（総則）

1. 表題記載の各社のうち、契約者がサービス提供を受ける地域を所管する会社（以下「当社」といいます。）は、当社サービスの加入者に対し、「J:COM まとめ請求 for Netflix」に関する利用規約（以下「本規約」といいます。）の定めに従い、Netflix 合同会社（以下「Netflix 社」といいます。）が、Netflix 社の利用規約に基づきアクセスを提供するデジタル・エンターテインメントサービス Netflix（以下「Netflix サービス」といいます。）の月額料金のお支払いについて、当社が指定した方法により Netflix サービスの利用を開始したお客さま（以下「利用者」といいます。）に対し、Netflix 社から債権譲渡を受けることにより Netflix サービスの月額利用料金を請求します（これら一連の流れにより利用できるサービスを総称し、以下「本件サービス」といいます）。予め本規約に同意されない場合、本件サービスをお申込みおよびご利用いただくことはできません。
2. 利用者は、本件サービスのお申込みに際し、Netflix 社の定める利用規約（以下「Netflix 社規約」といいます。）への同意が必要です。予め同規約に同意されない場合、本件サービスをお申込みおよびご利用いただくことはできません。
【Netflix 社規約：<https://help.netflix.com/legal/termsfuse>】
3. 利用者は、本件サービスを利用するために、JCOM 株式会社（以下「JCOM」といいます。）および当社が提供する「J:COM パーソナル ID」（以下「J:COM パーソナル ID」といいます。）およびパスワードが必要となります。利用者に対しては、本規約の他に「J:COM パーソナル ID 利用規約」（以下「J:COM パーソナル ID 利用規約」といいます。）が適用されるものとします。
4. J:COM パーソナル ID およびパスワードによる認証ができない場合、利用者は、本件サービスを利用することができません。

第2条（規約の変更等）

1. 当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。
2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
3. 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。
4. Netflix社は、Netflix社規約の定めに従い、Netflix社規約の変更することがあります。Netflix社規約が変更された場合、本規約で当社が特に定めている部分を除き、Netflixサービスの内容および提供条件は変更後のNetflix社規約によるものとします。

第3条（定義）

本規約において用いる用語は、以下の各号に定める意味で使用するものとします。

- (1) 「Netflix 社」とは、Netflix 合同会社をいいます。
- (2) 「Netflix サービス」とは、Netflix 社が提供するデジタル・エンターテインメント・サービスをいいます。
- (3) 「Netflix メンバーシップ」とは、Netflix 社より利用者に付与される Netflix サービスを利用する権利をいいます。

- (4) 「本件サービス」とは、当社の取次により Netflix サービスに加入し、当社が指定する方法により Netflix メンバーシップを開始することで、Netflix サービスの月額利用料金を当社より請求することをいいます。
- (5) 「利用者」とは、本件サービスの加入者をいいます。
- (6) 「本件契約」とは、利用者および当社間で締結される本件サービスの契約をいいます。
- (7) 「Netflix 社規約」とは、Netflix 社が定める Netflix サービスにかかる利用規約のことをいいます。
- (8) 「当社サービス」とは、当社が別に定める J:COM TV サービス加入契約約款、インターネット接続サービス契約約款、J:COM MOBILE（プラン a）契約約款、J:COM MOBILE（プラン i）契約約款のうち、いずれかの約款または利用規約に基づき当社が提供するサービスをいいます。
- (9) 「加入者番号」とは、当社サービスに加入する際に発行される個別の番号をいいます。

第4条（本件契約の成立および継続）

1. 本件契約は、以下の全てを満たした時点で成立するものとします。
 - (1) 当社が指定する当社サービスの契約者が、本件サービスの利用を当社に申込み、当社がこれを承諾すること
 - (2) 利用者が当社の指定する方法により Netflix メンバーシップを開始すること
本件サービスを通して Netflix サービスを利用するには、予め Netflix サービス上でアカウントを登録し、Netflix サービスを有効化する必要があります。有効化の方法については、別途送付する電子メールもしくは Netflix ご利用開始手順書をご確認ください。
2. 本件契約は、以下の各号のいずれか1つでも満たさなくなった場合、自動的に解除されるものとします。
 - (1) 利用者が当社サービスに加入していること
 - (2) 利用者の Netflix メンバーシップが有効に存続していること
 - (3) 利用者が当社経由にて Netflix サービスの月額利用料を支払うこと
3. 当社は、次の場合には、本件契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本件契約の申込者が、本件サービス以外の当社の提供するサービス利用契約に違反したことがある場合、現に違反している場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合
 - (2) 過去に本規約、J:COM パーソナル ID 利用規約等に違反する行為または違反のおそれのある行為をした場合
 - (3) Netflix サービスの利用用途が Netflix 社の利用規約に違反すると当社において判断した場合
 - (4) 当社が本件サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障が生じる場合またはそのおそれがあると当社において判断した場合
 - (5) その他利用申込者を利用者とするのが不適切であると当社において判断した場合
4. 当社は、本件契約により、利用者に対し、Netflix サービスの月額利用料金を Netflix メンバーシップの開始日が属する暦日の翌月に当社サービスの利用料金と合わせて請求するものとします。なお、開始当月は、Netflix サービスの月額利用料金を日割りで精算いたします。
5. 利用者は、Netflix 社規約の定めによらず、当社に登録をしている支払い方法により Netflix サービスの月額利用料を支払うものとします。
6. 本件契約は、Netflix 社規約の定めに関わらず、1世帯当たり1契約とします。

7. 既に Netflix サービスのアカウント（以下、「Netflix アカウント」といいます。）をお持ちの利用者は、Netflix サービスを有効化する際に、既存の Netflix アカウントと本件サービスとを連携させることができます。既存の Netflix アカウントと本件サービスが連携されるまでは、既存の Netflix アカウントからの請求も別途継続して生じる場合があります。既存の Netflix アカウントに係る Netflix からの請求については、当社は関与いたしません。
8. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本件サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。当社は、本件サービスの変更または廃止により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第5条（Netflix サービス）

1. Netflix サービスの内容および初月利用料無料等の Netflix 社が Netflix サービスに対し提供する特典等については、Netflix 社が Netflix 社規約に基づき提供するものとします。本件サービスの利用者には適用されない場合もあります。
2. Netflix サービスの月額利用料は Netflix 社が定めるところによります。
3. Netflix サービスの利用方法は Netflix 社が定めるところによります。
4. 利用者が Netflix サービスの加入コースの変更を希望する場合、利用者自身で Netflix サービス利用用のアプリを通して申込を行うことができるほか、当社カスタマーセンターへの問合せその他当社所定の方法による申込方法によって当該変更を行うことができます。
5. 当社は、Netflix 社規約の変更または廃止により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、第6条第1項に定める場合を除き、Netflix サービスの月額利用料その他本規約等に基づき利用者から支払われた一切の金員について、解約・取り消し・解除その他事由の如何を問わず返還しないものとします。

第6条（本件契約の撤回等）

1. 利用者は、当社が発行する「[J]:COM まとめ請求 for Netflix」特定商取引法に基づく表示」の書面受領日から起算して8日を経過するまでの間、文書又は電磁的記録によりその申込みの撤回または本件契約の解除（以下「撤回等」といいます。）を行うことができます。ただし、当社サービスと本件サービスを同時に申し込んだ場合に限り、当社サービスに関する各契約約款および利用規約に規定する「契約締結後書面」を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書によりその申込みの撤回または本件契約の解除を行うことができます。
2. 前項の規定による撤回等は、同項の文書又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
3. 本条第1項の規定による撤回等を行った者は、実際に支払った Netflix サービス月額利用料の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4. 本条第1項の規定にかかわらず本件契約締結後、本件サービスを利用された場合には、本件サービスの利用者はその利用に関し当社が負担した全ての費用を負担するものとします。

5. 前4項の規定の他、有料利用者が「[J:COMまとめ請求 for Netflix] 特定商取引法に基づく表示」の書面または「契約締結後書面」を受領する以前で、かつNetflixサービスメンバーシップを開始されていない場合には、利用者は当社に対し、本件契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は利用者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。

第7条（利用者による解約）

1. 利用者が本件契約を解約しようとするときは、利用者は当社のカスタマーセンターに解約をお申し出いただく、もしくは、その他当社所定の方法により当社に通知するものとし、当該お申し出もしくは通知が当社へ到達した暦日の月の末日をもって、本件契約が解約されるものとし、また、これと同時にNetflixメンバーシップも終了となります。
2. 本件サービスは、利用者がNetflixサービス利用用のアプリ等を通じて解約することはできません。
3. 解約される場合、Netflixサービスの月額利用料額の請求となります。日割り計算による精算はしないものとし、また、
4. Netflixサービスは第6条の内容を除きご利用開始より30日以内の解約はできません。

第8条（当社による本件契約の解除）

1. 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、通知催告等何らの手続を要することなく、本件サービスの提供を停止し、本件契約を解除しまたは利用者の資格を取り消すことができるものとし、
 - (1) 利用者が、本規約の定め違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合
 - (2) 利用者が、J:COM パーソナル ID 利用規約等に違反する行為または違反するおそれのある行為をした場合
 - (3) 利用者が、当社の提供する本件サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合
 - (4) 利用者が、Netflix社規約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合
 - (5) 当社が本件サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障が生じる場合またはそのおそれがあると当社において判断した場合
 - (6) その他、当利用者として不適切と当社において判断した場合
2. 利用者は、前項に基づき本件契約が解除された場合であっても、当該提供停止日または解除日の属する月にかかるNetflixサービス月額利用料の支払義務を免れないものとし、

第9条（通知）

1. 当社が、本件サービスに関して利用者へ通知を行う場合、当社のWebサイト、Netflixサービス利用用のアプリ上への掲載、利用者への電子メールの送信またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。
2. Netflix社は、Netflixサービスに関して利用者へ通知を行う場合、Netflix社規約の定めに従い、告知を行うものとし、当社はこれに何ら関与しないものとし、

第10条（本件サービスの一時中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の同意を得ることなく、本件サービスの全部もしくは一部の提供を一時中断しまたは一時停止することができるものとし、

- (1) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責めに帰すべからざる事由に起因して本件サービスの提供が不可能または困難になった場合
 - (2) 交通事情、気象状況等により本件サービスの提供が当社の事業遂行上支障があると判断する場合
 - (3) その他、当社が合理的な理由により、本件サービスの提供を一時中断または一時停止する必要があると判断した場合
2. 前項に基づき当社が行ったサービスの一時中断または一時停止に関して、当社は利用者に対していかなる責任も負いません。

第 11 条（免責）

1. 当社は、Netflix サービスについて、その安全性、正確性、確実性、有用性、発生したトラブルの解決、利用者が意図する特定の目的との適合性等を何ら保証するものではありません。
2. 当社は、利用者が行った利用履歴の公開により利用者に損害が生じた場合でも、その責任は一切負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく場合については、この限りではありません。
3. 当社は、前条に定める場合を除き、利用者が本件契約の有効期間中に Netflix サービスを利用できなかったことおよび Netflix サービスの提供が遅延したことについて一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく場合については、この限りではありません。
4. 当社、本規約等に定める範囲を超える異議、苦情および請求等について何ら責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく場合については、この限りではありません。

第 12 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、利用者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先、生年月日、性別、メールアドレス等の情報（以下「個人情報等」といいます。）を、当社が当社ホームページ上で公開するプライバシーポリシーの定めに準じて管理します。
2. 当社は、利用者の個人情報等を、本件サービスおよびこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上、マーケティング分析ならびに利用者にとって有益と考える情報（当社の提供する商品もしくはサービスに関する情報広告を含みますがこれに限りません。）の選定および配信の目的に利用します。
3. 当社は、利用者の加入者番号に関する情報を契約者サポート、契約者への通知および本件サービスを提供する目的のため、Netflix 合同会社に第三者提供いたします。
4. 当社は、利用者の加入者番号、Netflix メンバーシップの開始日、Netflix メンバーシップの終了日、加入者番号ごとに発生する Netflix サービスの月額利用料および Netflix サービスの月額利用料請求の完了・未完了に関する情報を契約者サポート、契約者への通知および本件サービスを提供する目的のため、JCOM 株式会社と共同利用いたします。
5. 前二項に基づく第三者提供および共同利用にかかる手段または方法は情報を暗号化し、情報交換対応者を限定したセキュアな交換方法とします。
6. 第 4 項に基づき、共同利用する個人情報は、申込書、インターネット、ハガキなどを通じて当社が取得したものとし、その共同利用に係る責任者は、当社個人情報保護管理者とします。

第 13 条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

第 14 条（譲渡禁止）

利用者は、本規約等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第15条（債権譲渡）

利用者は、当社が第三者に、当社が有する利用者に対するNetflixサービスの月額利用料その他についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第16条（準拠法）

本規約の効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 17 条（管轄裁判所）

利用者および当社との間で本規約に関連し訴訟の必要性が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(規約の変更)

平成 31 年 3 月 31 日時点において株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川および株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「再編前ジェイコム各社」といいます）ならびに表題記載の各社の本名称の規約は、平成 31 年 4 月 1 日をもって本規約に変更するものとします。

(債権債務の承継)

平成 31 年 3 月 31 日時点において再編前ジェイコム各社が有する債権はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本規約に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

再編後ジェイコム各社は、契約者が再編前ジェイコム各社の規定に基づき行った行為を、本規約に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(規約の変更)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストならびに表題記載の各社の本名称の規約は、2019 年 6 月 1 日をもって本規約に変更するものとします。

(債権債務の承継)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本規約に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

前項にて承継を行ったジェイコム各社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本規約に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026 年 1 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本規約の定めに従うものとします。